

# 新型コロナウイルスで影響を受けた方

上限  
法人 20 万  
個人 10 万

中小法人・個人事業者のための

## 月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

一時支援金を受給された方は、事前確認や提出資料が簡略化されます。

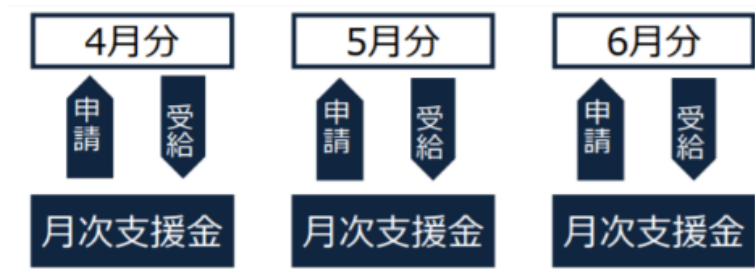
2021 年の 4 月以降に実施される緊急事態措置又は、まん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が 50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。

### <給付対象のポイント>

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

2019 年比又は 2020 年比で、2021 年の 4 月、5 月、6 月の売上が 50%以上減少した事業者。

(仮に 4 月、5 月、6 月の毎月の売上が 50%以下になった場合は 3 回申請いただくことが可能です。右図)



### <給付額>

2020 年又は 2019 年の対象期間の売上 - 2021 年の対象月の売上

中小法人等：上限 20 万円 個人事業者等： 上限 10 万円

対象月：4 月 5 月 6 月

### <申請期間>

4 月、5 月分：2021 年 6 月 16 日 ~ 8 月 15 日 但し、当所での事前確認は 8 月 12 日まで。

6 月分：2011 年 7 月 1 日 ~ 8 月 31 日 // は 8 月 30 日まで

<問い合わせ> 月次支援金相談窓口 電話：0120-211-240

例

【単位：万円】

S：給付額（上限10万円）	10 (T≥10)
T：計算額 (=A-B)	30 (=50-20)
A：基準年の基準月の事業収入	50
B：対象月の月間事業収入	20
基準年の基準月	2020年4月
対象月	2021年4月

## ○登録確認機関での事前確認を致します。

申請方法については美濃商工会議所のホームページをご確認ください。

美濃商工会議所

検索

当所会員の方は美濃商工会議所のホームページより、簡単に事前確認の申請を行う事ができます。

一時支援金を受給された方については、事前確認は不要です。

## ○月次支援金の個別相談会を実施します。

- 日にち 令和3年6月23日(水)  
令和3年7月2日(金)
- 相談時間 1時間(完全予約制)  
①9:00~10:00 ②10:00~11:00 ③11:00~12:00  
④13:00~14:00 ⑤14:00~15:00 ⑥15:00~16:00
- 会場 美濃商工会議所
- 持ち物 申請に必要な書類一式(ホームページをご確認ください)  
スマートフォン・一時支援金を受給された方はマイページのログインIDとパスワード
- 申込み 完全予約制になります。  
電話(0575-33-2168)までお申込下さい。

	申請に必要な書類	
	法人	個人
宣言・同意書	◎	◎
取引先情報一覧	○	○
確定申告書類	○	○
対象月の売上台帳等	◎	◎
履歴事項全部証明書	○	
通帳の写し	○	○
本人確認書類の写し		○

一時支援金を受給された方は◎のみ